

宇陀市監査委員告示第3号

平成28年度第3回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月17日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

## 1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成28年4月1日から11月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 議会事務局
- (2) 総務部 秘書広報情報課、人事課、総務課、危機管理課、管財課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会
- (3) 建設部 建設課、公営住宅課、まちづくり推進課、地籍調査課及び公園課
- (4) 大宇陀地域事務所地域市民課、菟田野地域事務所地域市民課及び室生地域事務所地域市民課

## 3 監査の期間及び対象

| 実施年月日         | 監査実施部署                                   |
|---------------|--|
| 平成29年1月17日（火） | 総務部総務課<br>総務部管財課                         |
| 平成29年1月18日（水） | 建設部建設課<br>総務部人事課                         |
| 平成29年1月24日（火） | 総務部危機管理課                                 |
| 平成29年1月25日（水） | 建設部まちづくり推進課<br>建設部地籍調査課<br>菟田野地域事務所地域市民課 |

## 4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) その他の事務

今回、定期監査を行った建設部については、上記の監査項目に加

えて、次の監査項目を追加して監査を行った。

- (6) 公有財産購入に関する事務
- (7) 補償費の支出に関する事務

## 5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において公金外現金の取扱状況についても監査を実施した。一部において、改善されたい内容が見受けられたものの、概ね適正に管理されていることが確認できた。引き続き、公金外現金の取り扱いについて徹底されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### (1) 契約に関する事務

#### ア フリクションボールペンの使用について（総務課、管財課及びまちづくり推進課）

契約書類や見積書、支出負担行為伺書等を作成する際、フリクションボールペン（消えるボールペン）で記入されている部分が見受けられた。

フリクションボールペンで作成された文書は、訂正の痕跡が残らないために容易に改ざんされるおそれがあるほか、室温などで保管している環境の変化によっては、退色する可能性もある。

公文書への使用については、全部署において禁止するなど対応を徹底されたい。

#### イ 契約書の省略について（管財課及び建設課）

契約書の省略については、宇陀市契約規則（平成18年宇陀市規則第44号）第21条第1項の規定に基づき、契約金額が30万円以下の契約その他市長が特に契約書の作成を省略しても差し支えないと認める契約について、契約書を省略することができるかとされている。

しかし、一部の契約について、契約書を作成しなければならぬにもかかわらず、契約書を省略して契約を締結してい

る事例が見受けられた。  
改善されたい。

ウ 随意契約理由の明示について（危機管理課及び建設課）  
随意契約にて契約を行う際、随意契約を妥当とする理由の記載が明記されていない契約が一部に見受けられた。  
今後、契約の際は、随意契約となった理由を明記されたい。

エ 契約締結の事務執行について（建設課）  
帳票書類を確認したところ、予算執行が認められている4月1日以前に契約締結の事務が行われていた。  
法令を順守されたい。

オ 長期継続契約の締結について（まちづくり推進課）  
高萩台自転車駐車場運営管理業務委託契約を確認したところ、宇陀市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年宇陀市条例第253号）第4条で規定する契約期間を越えて契約していることが確認できた。  
条例で規定する契約期間となるよう訂正されたい。

(2) 補助金交付に関する事務

ア 補助金の支払について（総務課）  
団体運営の補助として支出している補助金について、一部、団体への交付決定が9月に行われている事例が見受けられた。  
補助金は、交付決定後でなければ、支出することができず、今回の対象となっている団体運営のための補助金は、年度当初に交付決定されるべきと考える。  
改善されたい。

(3) その他の事務

ア 公金外現金の管理について（総務課、危機管理課及び菟田野地域事務所地域市民課）  
各団体に支出されている補助金等について、団体名の通帳を作成して、事務局を所管している部署で通帳を管理している。  
この通帳管理について、会の代表者等の確認を得ることなく、職員のみでの確認で支出している事例が見受けられた。  
本来、これらの現金は、補助金を受けている団体で管理するべきであり、様々な事情により、市職員が管理を行うことはやむを得ないと考えるが、支払い等について、会の代表者

等の確認を得ずに、市職員のみで支払いを行うのは、不適當であると言わざるを得ない。

支払について、会の代表者等の確認が行われるよう、検討されたい。